令和２年１月24日

人事評価結果の給与反映の見直しについて（提案）

１　提案理由

　　人事評価結果の給与反映については、学校及び警察を除く知事部局等において、大阪府職員基本条例に基づき、平成25年度から相対評価を導入し、その後、

平成27年度から昇給及び勤勉手当の反映方法を一部改正し、実施している。

　　令和２年度以降の人事評価結果の給与反映について、職員アンケートの検証結果や人事委員会の意見等を踏まえ、制度の目的である職員の資質、能力及び執務意欲の向上をより一層図る制度とするため、次のとおり見直すこととする。

２　改正内容

　（１）昇給

　①　第一区分のうち二次評価結果「Ｓ」の基本の昇給号給数を１年間に限定して６号給とし、第一区分及び第二区分のうち二次評価結果「Ａ」の基本の昇給号給数を１年間に限定して５号給とする。

　　　また、当該評価結果の昇給反映から１年が経過した時点（次期昇給日）において、当該評価結果による基本の昇給号給数がそれぞれ４号給であったものとして、昇給号給数を調整し適用する。

　②　第四区分の基本の昇給号給数を３号給とする取扱い及び第五区分のうち二次評価結果「Ｂ」の基本の昇給号給数を１号給とする取扱いについては、１年間に限定することとする。

また、当該評価結果の昇給反映から１年が経過した時点（次期昇給日）において、当該評価結果による基本の昇給号給数がそれぞれ４号給であったものとして、昇給号給数を調整し適用する。

≪参考≫昇給号給数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 人事（相対）評価結果 | 二次評価結果 | 基本の昇給号給数 | 備考 |
| 現行 | 見直し案 |
| 1年間 | 1年後の調整 |
| 第一区分 | Ｓ | ４ | **６** | ４ | ① |
| Ａ | ４ | **５** | ４ |
| 第二区分 | Ａ | ４ | **５** | ４ |
| Ｂ | ４ | ４ | ― |  |
| 第三区分 | ― | ４ | ４ | ― |  |
| 第四区分 | Ｂ | ３ | ３ | **４** | ② |
| 第五区分 | Ｂ | １ | １ | **４** |
| Ｃ | ０ | ０ | ― |  |
| Ｄ | ０ | ０ | ― |  |

（２）勤勉手当

①　再任用職員を除く職員の第四区分及び第五区分の成績率について、現行の成績率から百分の五を減じた成績率とする。

②　再任用職員の第四区分及び第五区分の成績率について、現行の成績率から百分の一・四を減じた成績率とする。

≪参考≫勤勉手当成績率

①再任用職員を除く職員（特定管理職員以外の職員）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 人事（相対）評価結果 | 二次評価結果 | 勤勉手当の成績率 |
| 現行 | 見直し案 |
| 第一区分 | Ｓ | 2X+93.5/100 | 2X+93.5/100 |
| Ａ |
| 第二区分 | Ａ | X+93.5/100 | X+93.5/100 |
| Ｂ |
| 第三区分 | ― | 93.5/100 | 93.5/100 |
| 第四区分 | Ｂ | 92.3/100 | **87.3/100** |
| 第五区分 | Ｂ | 91.0/100 | **86.0/100** |
| Ｃ | 87.3/100 | **82.3/100** |
| Ｄ | 83.5/100 | **78.5/100** |

②再任用職員（特定管理職員以外の職員）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 人事（相対）評価結果 | 二次評価結果 | 勤勉手当の成績率 |
| 現行 | 見直し案 |
| 第一区分 | Ｓ | 2W+44.3/100 | 2W+44.3/100 |
| Ａ |
| 第二区分 | Ａ | W+44.3/100 | W+44.3/100 |
| Ｂ |
| 第三区分 | ― | 44.3/100 | 44.3/100 |
| 第四区分 | Ｂ | 43.7/100 | **42.3/100** |
| 第五区分 | Ｂ | 43.1/100 | **41.7/100** |
| Ｃ | 42.3/100 | **40.9/100** |
| Ｄ | 41.5/100 | **40.1/100** |

　　　※成績率は、令和2年1月時点の勤勉手当の支給月数の場合

３　実施時期

令和２年４月１日 （令和２年度の人事評価結果の給与反映から適用※）

　※令和３年度以降の昇給及び勤勉手当へ反映

４　協議期限

　　　令和２年２月１７日